

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和4年3月11日

契約責任者 東日本高速道路株式会社 東北支社 支社長 八木 茂樹

◎調達機関番号 417 ◎所在地番号 04

## 1 工事概要

- (1) 品目分類番号 41、42
- (2) 工事名 東北自動車道 仙台宮城インターチェンジDランプ橋工事
- (3) 工事場所

（自）宮城県仙台市太白区茂庭  
（至）宮城県仙台市泉区七北田

## （4）工事内容

- ① 実施設計（以下「設計業務」という。）
  - イ) ランプ橋詳細設計一式
  - ロ) 設計業務履行期間 契約保証取得の日の翌日から 720 日間
  - ハ) 本設計業務について、主たる部分を第三者へ委任し、又は請け負わせることは認めない。
- ② 施工（以下「建設工事」という。）

イ) 橋梁基礎・下部工4基、橋梁上部工1橋、土工・舗装工一式、既設橋撤去工一式  
施工内容は既存の構造型式を基にNEXCO 東日本が想定しているものであり、技術提案の内容  
及び実施設計の結果等により変更となる場合がある。  
ロ) 工期 契約保証取得の日の翌日から 1,680 日間

（5）本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（技術提案・交渉方式）の設計交渉・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と設計業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合には建設工事の契約を締結する工事である。

（6）本工事は、競争参加資格確認申請を行った者（以下「競争参加希望者」という。）のうち、競争参加資格があることが確認された者に対して技術提案書の提出要請を行い、技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に関するヒアリング（技術対話）を実施し、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

なお、優先交渉権者との価格交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

（7）参考額 建設工事に先立って実施する設計業務の規模は1.3億円程度（税込み）を想定している。  
また、本建設工事の規模は50億円程度（税込み）を想定している。

なお、参考額はあくまでも目安として示すもので、その範囲内での契約を要するものではない。

## 2 競争参加資格

- (1) 審査基準日（下記4に示す競争参加資格確認申請書等の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、東日本高速道路株式会社の契約規程実施細則第6条の規定に該当しない者であること。

(2) 下記4(4)に示す技術提案書の提出期間の最終日において、下記①又は②のいずれかに該当する者であること。

①単体で競争参加する場合

工事種別「PC橋上部工工事」又は「鋼橋上部工工事」のうち、技術提案の内容が該当する工事種別、「土木工事」及び「橋梁補修工事」に係る東日本高速道路株式会社の「令和3・4年度工事競争参加資格」を有する者で、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数（以下「経営事項評価点数」という。）が「土木工事」については1450点以上、「PC橋上部工工事」については1300点以上、「鋼橋上部工工事」については1300点以上、「橋梁補修工事」については1200点以上の者であること。

②特定建設工事共同企業体・乙型（分担施工方式）（以下「特定JV乙型」という。）を構成して競争参加する場合

工事種別「PC橋上部工工事」又は「鋼橋上部工工事」のうち、技術提案の内容が該当する工事種別、「土木工事」及び「橋梁補修工事」に係る東日本高速道路株式会社の「令和3・4年度工事競争参加資格」を有する者で次の1)から4)のうち、該当する施工実績の工事種別を満たす構成となっていること。また、構成員の数は、2者から12者（工事種別ごとに最大3者）とし、「土木工事」、「PC橋上部工工事」、「鋼橋上部工工事」及び「橋梁補修工事」のうちの複数の工事種別の構成員を兼ねることができるものとする。なお、特定JV乙型を構成するすべての構成員が記2の条件を満たすこと。

1) 土木工事を施工する者

本工事のうち工事種別「土木工事」に係る施工を行う1者から3者すべての者が、工事種別「土木工事」に係るNEXCO東日本の『令和3・4年度工事競争参加資格』を有する者で、かつ経営事項評価点数が以下のとおりであること。

- ・施工を行う者が1者の場合：1450点以上
- ・施工を行う者が2者又は3者の場合：1350点以上

2) PC橋上部工工事を施工する者

本工事のうち工事種別「PC橋上部工工事」に係る施工を行う1者から3者すべての者が、工事種別「PC橋上部工工事」に係るNEXCO東日本の『令和3・4年度工事競争参加資格』を有する者で、かつ経営事項評価点数が以下のとおりであること。

- ・施工を行う者が1者の場合：1300点以上
- ・施工を行う者が2者又は3者の場合：1200点以上

3) 鋼橋上部工工事を施工する者

本工事のうち工事種別「鋼橋上部工工事」に係る施工を行う1者から3者すべての者が、工事種別「鋼橋上部工工事」に係るNEXCO東日本の『令和3・4年度工事競争参加資格』を有する者で、かつ経営事項評価点数が以下のとおりであること。

- ・施工を行う者が1者の場合：1300点以上
- ・施工を行う者が2者又は3者の場合：1200点以上

4) 橋梁補修工事を施工する者

本工事のうち工事種別「橋梁補修工事」に係る施工を行う1者から3者すべての者が、工事種別「橋梁補修工事」に係るNEXCO東日本の『令和3・4年度工事競争参加資格』を有する者で、かつ経営事項評価点数が以下のとおりであること。

- ・施工を行う者が1者の場合：1200点以上

・施工を行う者が 2 者又は 3 者の場合：1100 点以上

③工事種別ごとの施工内容

工事種別ごとの施工内容は下記のとおり想定している。なお、工事種別ごとの施工内容は NEXCO 東日本が想定しているものであり、特定 J V の協定内容を拘束するものではない。また、以下に示す以外の施工内容については附帯工事として、いずれの工事種別に含まれてもよいものとする。なお、施工内容が重複する提案の場合は、該当する全ての工事種別を有すること。

1) 土木工事：橋梁基礎工、橋梁下部工（コンクリート又は鋼コンクリート複合構造）

2) PC 橋上部工工事：橋梁下部工（PC 又は鋼コンクリート複合構造）、橋梁上部工（PC 又は鋼コンクリート複合構造）

3) 鋼橋上部工工事：橋梁下部工（鋼又は鋼コンクリート複合構造）、橋梁上部工（鋼又は鋼コンクリート複合構造）

4) 橋梁補修工事：既設橋梁撤去工

(3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記（2）に示す条件を満たす場合を除く。）

(4) 審査基準日から設計業務に係る契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、東日本高速道路株式会社から「地域 2（東北支社が所掌する区域）」において、競争参加資格停止を受けていないこと。また、建設工事に係る契約の相手方決定の日において、競争参加資格停止期間中ではないこと。

(5) 審査基準日において、平成 18 年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記①～②に該当する同種工事の施工実績を有すること。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が 20% 以上である場合に限り施工実績として認める。

なお、同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。

本工事の競争参加資格においては、NEXCO 東日本が発注した「確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事」の施工実績は、企業の施工実績として認めない。

また、施工実績として記載した工事が、工事成績評定点合計（以下「評定点合計」という。）を発注者から通知されている場合で、次のイ)又はロ)に該当する工事は施工実績として認めない。

イ)NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が 65 点未満の工事

ロ)国、地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認められていない工事

①単体で競争参加する場合：技術提案の内容が該当する工事種別の施工実績をすべて有すること。

同種工事 a 車体高さ 11m 以上のコンクリート橋脚の工事

同種工事 b 場所打ち杭の工事

同種工事 c PC 橋を架設した工事

同種工事 d 鋼橋の工場製作

同種工事 e 鋼橋を架設した工事

同種工事 f PC 橋を架設又は撤去した工事

②特定 J V 乙型を構成する場合：技術提案の内容が該当する工事種別の施工実績をすべて有すること

と。

1) 土木工事を施工するすべての者が下記同種工事 a～b の実績を有すること。

同種工事 a 車体高さ 11m 以上のコンクリート橋脚の工事

同種工事 b 場所打ち杭の工事

2) PC 橋上部工事を施工するすべての者が下記同種工事 c の実績を有すること。

同種工事 c PC 橋を架設した工事

3) 鋼橋上部工事を施工するすべての者が下記同種工事 d～e の実績を有すること。

同種工事 d 鋼橋の工場製作

同種工事 e 鋼橋を架設した工事

なお、鋼橋上部工事を施工する構成員が複数ある場合、鋼橋の工場製作の施工実績はいずれかの構成員が有していればよいものとする。ただし、この場合、本工事における鋼橋の工場製作は施工実績を有する構成員が行わなくてはならない。

4) 橋梁補修工事を施工するすべての者が下記同種工事 f の実績を有すること。

同種工事 f PC 橋を架設又は撤去した工事

(6) 審査基準日において、下記に示す基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を設計業務履行期間中に配置できること。なお、設計管理技術者と照査技術者は競争参加希望者に所属する者とし、設計管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。

ただし、特定 JV の場合は、特定 JV として設計管理技術者及び照査技術者を配置すれば良く、設計管理技術者と照査技術者は同一の構成員の所属である必要はない。

#### ① 資格要件

設計管理技術者及び照査技術者は、以下に示す a から c のいずれかの資格を有すること。

なお、外国資格を有する技術者（日本国及び WTO 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当、RCCM 相当又は土木学会認定土木技術者相当との国土交通大臣（旧建設大臣を含む。以下同じ。）認定（総合政策局（旧建設経済局も含む。以下同じ。）建設振興課）を受けている必要がある。

a 技術士[総合技術監理部門（建設－鋼構造及びコンクリート）]又は[建設部門（鋼構造及びコンクリート）]の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

b RCCM（鋼構造及びコンクリート）に合格し、RCCM 資格制度による登録を行っている者。

なお、RCCM に合格している者が、RCCM 資格制度による登録ができない立場にいる者についても RCCM と同等の能力を有している者として認めるものとする。

c 土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は 1 級土木技術者）資格を有する者で次の i ) ～ ii ) のいずれかに該当する者

i ) 特別上級土木技術者、上級土木技術者及び 1 級土木技術者（コース A）の資格分野は「鋼・コンクリート」

ii ) 上級土木技術者及び 1 級土木技術者（コース B）の資格分野は「鋼・コンクリート」又は「橋梁」

(7) 審査基準日から設計業務に係る契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、本工事に係る設計業務等の請負人、当該設計業務等の下請負人、又は当該請負人、下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(8) 審査基準日から設計業務に係る契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、本工事を監督する部署の施工管理業務の請負人、当該施工管理業務の担当技術者の出向・

派遣元、又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは上記（9）に示す設計業務等の発注に関与した者でないこと。又は現に当該施工管理業務の請負人、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

- (9) 審査基準日から設計業務に係る契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、競争に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（同一の者が複数の特定JVの構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。）。

### 3 優先交渉権者の選定に関する事項

- (1) 技術提案の評価に関する基準

本工事で求める技術提案項目は下記のとおりとする。なお、詳細は東日本高速道路株式会社のホームページに掲載する本工事に係る手続開始の公示（説明書）による。

- ① 設計業務の実施方法に関する提案能力
- ② 現道交通への影響の最小化に有効な工法等の提案能力
- ③ 施工期間短縮に有効な工法等の提案能力

- (2) 優先交渉権者の選定 上記3（1）による評価の結果、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

### 4 手続きに関する事項

- (1) 担当部署 ☎983-8477 宮城県仙台市宮城野区榴岡 1-1-1

JR仙台イーストゲートビル 12階

東日本高速道路株式会社 東北支社 技術部 調達契約課長代理 石川 総一

電話 022-395-7641 電子メールアドレス ki-r-tohoku@e-nexco.co.jp

- (2) 契約図書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 令和4年3月11日（金）から令和4年4月26日（火）まで
- ② 交付場所 上記4（1）と同じ
- ③ 交付方法 東日本高速道路株式会社のホームページに掲載

- (3) 競争参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間 令和4年3月11日（金）から令和4年4月26日（火）まで
- ② 提出場所 上記4（1）と同じ
- ③ 提出方法 電子メール又は書留郵便等

- (4) 技術提案書等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間 令和4年5月20日（金）から令和4年8月22日（月）まで
- ② 提出場所 上記4（1）と同じ
- ③ 提出方法 書留郵便等

### 5 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約保証の要否 要

- (3) 契約書作成の要否 要

- (4) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

- (5) 技術提案書等についてヒアリングを行う。

- (6) 技術対話を通じて、技術提案書等について改善を求める場合がある。

(7) 技術提案書を提出した者の中から、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。  
優先交渉権者の選定後、設計業務に係る見積合わせを行ったうえで、設計業務に係る契約を締結すると同時に、建設工事の契約に至るまでの手続きに関する基本協定を締結し、価格等の交渉を行う。  
交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては、価格等の交渉の意思の有無を確認したうえで、技術提案を反映した設計を改めて実施する。

(8) 関連情報を入手するための窓口 上記4（1）と同じ。

(9) 詳細は、東日本高速道路株式会社のホームページに掲載する手続開始の公示（説明書）による。

## 6 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : YAGI Shigeki , Director General of Tohoku Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited.
- (2) Classification of the services to be procured : 41, 42
- (3) Subject matter of the contract : Construction work of the Sendaimiyagi Dramp bridge in Tohoku Expressway
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4:00 P.M. 26 April 2022
- (5) Time-limit for the submission of proposals : 4:00 P.M. 22 August 2022
- (6) Contact point for documentation relating to the proposal : ISHIKAWA Souichi, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Tohoku Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited 1-1-1, Tsutsujigaoka, Miyagino-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture, 983-8477 Japan Tel. 022-395-7641 E-mail. ki-r-tohoku@e-nexco.co.jp